

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）に係るパブリック・コメントの結果

1 募集対象計画等

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）

2 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月22日(月)

3 意見の提出者数及び件数

提出者数 1 者／提出件数 1 件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

(様式2)

(日本産業規格 A4)

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）に対するパブリック・コメントへの回答について

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
1	V 各対策項目 の考え方及び取 組み 2 情報提供・ 共有、リスクコ ミュニケーショ ン	3 5	新しい感染症への対策は市民一人ひとりのヘルスリテラシー（健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力）向上に尽きます。行政としてできることは月に1回の広報での情報発信でしょう。 特に脚色する必要はなく、事実のみを載せるのです。 まずはウイルスの基本的認識から。 本来、ウイルスの特定には「コッホの原則」が使用されます。 その原義は 1. ある一定の病気には一定の微生物が見出されること 2. その微生物を分離できること 3. 分離した微生物を感受性のある動物に感染させて同じ病気を起こせること 4. そして、その病巣部から同じ微生物が分離されること その原義に当てはまったウイルスは、インフルエンザや新型コロナに限らず、過去に何一つ存在しません。 次にマスクについての基本的認識。 厚生労働省 eJIM（イージム：「統合医療」情報発信サイト）に掲載されている『コクランレビュー』があります。 エビデンスに基づく医療において、国際的に最高水準であると認められている論文のことです。 そこが2023年1月、感染対策におけるマスクの効果は「科学的根拠がなかった」と報告しています。 国立感染症研究所は感染経路の主流がエアロゾル感染と認めています。 飛沫や接触でもなく空気感染ということです。 マスクでは意味がなく対策は換気のみです。 マスク着用におけるデメリットも学んでいきましょう。 2時間以上着用したマスクは自らの呼気から出た微生物の温床です。	御意見のとおり、感染症危機においては、市民等が可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動する、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与します。 市の役割である「市民に対する情報提供・共有」については、市行動計画のV 各対策項目の考え方及び取組みの2 情報提供・共有、リスクコミュニケーションで対策の方針を定めています。 次の感染症危機への備えをより万全なものとするため、市は平時(準備期)から、科学的根拠等に基づいた正確な情報を市民に提供・共有してリテラシーを高めるとともに、国や県、市による情報発信が市民にとって有用な情報源として認知・信頼されるよう、継続的な情報提供・共有に努めて参ります。	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
			言い方を変えれば「汚染物質」ということです。 一般のゴミ箱ではなく、専用のダストボックスに捨てなければいけません。 普通のご家庭や職場がそこまでの対策を行っていますでしょうか？ 次にワクチンについての基本的認識。 最も感染リスクの高いとされる 65 歳以上の高齢者における毎年のインフルエンザウイルスワクチン接種について。 コクランレビューでは「ワクチンの有効性および安全性のいずれも明確なエビデンスが認められていない」と報告されています。 インフルエンザワクチンの成分についても明らかになっているものは広報に載せていきましょう。 安定剤としてホルマリン、保存剤としてチメロサル（エチル水銀）が入っています。 マウスの実験では、エチル水銀は脳と腎臓の組織に蓄積することが明らかにされています。 他にもエチル水銀は胎盤も通過して胎児へと移行されます。 インフルエンザ脳症について。 現在分かっていることはワクチンでは予防できないことです。 発熱中に解熱鎮痛薬の誤った使用で発症することまでが分かっています。 ジクロフェナクナトリウム（ボルタレン）、メフェナム酸（ポンタール）、ロキソプロフェン（ロキソニン）、イブプロフェン（イブ）などの解熱鎮痛薬が発症リスクを高めます。 以上のことから新型インフルエンザ等に対して一般市民ができることは、ヘルスリテラシーを高めフェイク情報に惑わされずに過ごすことです。 密閉された空間ではこまめに換気するのも効果的でしょう。 マスクをするのもワクチンを接種するのも自由です。 ただし、いずれもエビデンスに基づく情報を得てから行動に移しましょう。 後から「知らなかった」では市民を騙す隠蔽行為として受け取る方もいらっしゃるでしょうから。 何も隠さず事実のみを発信して市民のヘルスリテラシー向上に努めましょう。		

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）に対する議会からの意見への回答について

意見 12件

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
民生常任委員会（5月19日）での意見					
1	V 各対策項目 の考え方及び取 組み 7 物資 8 市民生活及 び市民経済の安 定の確保	55 58	計画の実行にあたって、マスクや医療用グローブ、ガウンといった感染症対策のための様々な医療用品のストックというのにも計画に組み込まれているか。	感染症対策物資等の備蓄につきましては、「7 物資」に記載のとおり、市としましては、感染対策物資の備蓄状況を定期的に確認し、必要に応じた供給体制を整備してまいります。 一方で、パンデミック等の発生時におきましては、市の備蓄のみで全ての需要を賄うことが困難であることから、「8 市民生活及び市民経済の安定の確保 1-4. 物資及び資材の備蓄」において、事業者や市民に対し、マスク等の衛生用品、食料や生活必需品の備蓄を行うことを勧奨する旨を記載しております。	無
2	V 各対策項目 の考え方及び取 組み 7 物資 8 市民生活及 び市民経済の安 定の確保	55 58	昨今の情勢により原油やナフサが不足し、医療用品等が手に入らない問題があるが、今後の備蓄にあたってどのように考えるか。	「7 物資 1-1. 感染症対策物資の備蓄等」及び「8 市民生活及び市民経済の安定の確保 1-4. 物資及び資材の備蓄」に記載のとおり、感染症対策物資や生活必需品等に関しては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定に基づく物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができることから、国・県の支援や流通状況も踏まえ、効率的な配備または予算確保に努めてまいります。	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
3	IV 危機管理体制	15	概要版には「米沢市危機管理体制の変更」として、米沢市 新型インフルエンザ等対策委員会（以下、「市対策委員会」 という。）を平時から設置すると記載があるが、定期的 に開催するとの記載がない。開催時期についてはどの ようになっているか。	「IV 危機管理体制 1 危機管理体制の確立」に市対策委員 会の設置基準として、年1回以上全庁的な共通認識を持 つために開催すると記載しております。副市長を委員長と する市対策委員会は、新型インフルエンザ等の発生が ない場合でも年1回以上開催し、本計画の内容や市対策委員 会の役割の確認を行います。また、感染症の流行や新 型インフルエンザ等の発生があった際には、市対策委員 会での情報共有を図り、必要に応じて、市として速やか に対応できる体制を整備してまいります。	無
4	IV 危機管理体制	15	市立病院の体制について、市立病院は準備期から市と 情報を共有していくとされているが、市立病院側の体制 としては独自に特別な組織を新たに編成して対応して いくような考えになるのか。平時から市対策委員会は 設置されることがあったが、市立病院からも市対策委 員会に加わるのか。	「IV 危機管理体制 1 危機管理体制の確立」において、 市対策委員会の委員構成及び市長が本部長となる米沢 市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」 という。）の本部員構成を記載しており、市立病院から は事務局長が委員及び本部員を務めます。情報共有に 関しましては、市立病院事務局長を介して、市立病院 との連携を図り、市立病院と市が一体となって対策に 取り組む体制を構築することとしています。	無
5	V 各対策項目 の考え方及び取 組み 5 医療	52	感染拡大が懸念されるといった場合、市立病院はど のような体制をとっていくのか。今回市が設置しようと している、市対策本部や市対策委員会からの情報を速 やかに共有していくことが必要になると思うが、病院 としては、その情報を共有するような組織はあらかじめ 決まっているのか。	市立病院には、感染対策室を常時設置しており、有事 の感染対策につきましては、感染症対策室が主導し、 病院内の体制を整備することとなります。また、感 染が拡大した際には、市立病院は、山形県の行動計 画に沿って、一医療機関として対応していくことを 想定しております。市立病院は県と医療措置協定を 締結しており、専用病床の確保、発熱外来の設置等 を協定に基づき対応してまいります。	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
6	V 各対策項目 の考え方及び取 組み 5 医療	51	市立病院は県の行動計画に沿って動いていくとのことだったが、感染が拡大している場合の行政としての指導や情報の周知、診療体制の連絡については、市内の各医療機関も県からの指示を受けるものなのか。市として市内の医療機関に指導や情報提供を行うものなのか。	医療機関に対する協力要請や体制整備は、県や保健所が主導してその役割を担うこととなります。 「5 医療」に記載のとおり、市としては県や保健所が行う医療体制の整備に協力するとともに、米沢市医師会をはじめとする関係機関と連携・協議を進め、地域の実情に応じた情報の共有を図ってまいります。また、市民に対しては、受診方法や発熱外来の設置状況などの情報を周知する役割を担ってまいります。	無
7	全体		新型コロナの際に、国・県・米沢市といったレベルで、対策や対応があったと思うが、市として、新型コロナに関する対応についての振り返りや取りまとめたものがあるか。	今回の計画改定にあたり、米沢市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和元年度～令和5年度）の経過をまとめ、本市の新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りを行いました。また、各課等において、所管する業務の新型コロナウイルス感染症対策の振り返りを行うとともに、今後発生しうる新型インフルエンザ等への対策について照会を行い、本計画に反映いたしました。 一方で、庁内全体として、体系的に検証し、報告書としてとりまとめたものはございません。頂戴した御意見を踏まえ、今後庁内で共有し次の感染症危機に備えて準備を行ってまいります。 なお、今回の計画では、「Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点（8）記録の作成・保存」において、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表することとしております。今後の感染症危機対応においては、計画に基づき記録を行ってまいります。	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
8	Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項 Ⅴ 各対策項目の考え方及び取り組み 8 市民生活及び市民経済の安定の確保	6 58	流行する疾病の性質によって、大きく対応が変わると思うが、この計画ではどの程度の想定があるのか。行動計画の内容ではその市民生活社会経済機能への影響が最小となることを目的に作成すると記載してあるが、その市民生活や社会経済面に対する部分に関して具体的な今後対応についての計画があるのか。	本計画は、具体的な対策を定めるものではなく、基本的な方向性を示すものとして作成しております。特定の事例、特定の感染症に偏重して準備を行うのではなく、今後流行する感染症の特徴や、感染規模に応じて迅速に対策を切り替えていくものです。各対策項目の内容に関しても、あらかじめ画一的な対策を定めるものではなく、その都度、国及び県と連携をしながら必要な対策を講じるという方針で記載しております。 政府行動計画においても、有事（感染症危機）においては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、政府が基本的対処方針を作成し対応を行うものとされています。	無
9	全体	-	新型インフルエンザ等対策は担当課長だけでの対応は難しく、部長級の職員がこの対応にどう取り組むかというようなことも大事な視点になってくると思う。この計画は今後、市としてどのレベルまで考えていくのか。 記憶が薄れないうちに、行政の経験、また市民、経済団体の皆様の経験をいかに言語化し蓄積をして、それを次のパンデミック等に向けて自治体として参照できるように準備をしておくということが求められる時代になるかと思うため、前向きな対応を期待したい。	前回の新型コロナウイルス感染症のパンデミックで受けた経験を受け止め、今後の教訓としてまいります。今回の改定では「市対策委員会」を平時から常設することとし、年1回以上の定期開催を通じて、本計画の内容や組織の役割を全庁的に共有してまいります。これにより人事異動により職員が交代しても、常にこれまでの知見を積み上げ、継続して対応にあたる意識を持って、市対策委員会に臨めるよう努めてまいります。	無
10	全体	-	平成21年に制定された「米沢市『新型インフルエンザ』対策行動計画」というものが平成26年には、『インフルエンザ等』となり、今回の改定では『新型コロナウイルス感染症』という、また別の感染症が加わり、非常に策定が難しかったのではないかと思います。	ワクチンに関しては、市町村が最低限計画に記載することが求められている項目です。感染症に対応するワクチンは、国で科学的な知見に基づき薬事承認を行い、制度として進めていくものであり、市町村は法律上の義務として住民が接種できる体制を整える必要があります。市として	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
			例えば、新型コロナウイルス感染症のワクチンについてはその効果、安全性、また後遺症についても様々な議論が続けられている。本市としてそうしたものをインフルエンザワクチンと同じように推奨していくのか。また接種年齢等や初動の対応についても、それぞれで異なると思うが、そういったものをまとめてしまうことの難しさがあったのか、こういったところに配慮したのか。	は、新型コロナウイルス感染症の時と同様に、今後も接種体制を整え、市民の皆様に接種の機会を提供してまいります。また、ワクチンの効果や副反応等のリスク等を含む情報について、迅速・的確な周知・共有を行い、市民一人一人が適切に判断できるように情報発信等に努めてまいります。	
11	Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	6	今回改定される米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画が概要だとすれば、これを上位計画とする、市としての計画や基準といったものはまた別途設けられるものか。各症例、各感染症で細分化されるような計画というものは示されるのか。	行動計画は基本計画であり、基本的な方針を示すものです。 感染症の種類に応じたより詳細な計画の策定については、「Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項」に記載のとおり、個別に用意するものではありません。新型インフルエンザ等が発生した際には、その性質や国・県等の方針に合わせて、迅速に対応できるような体制を整え、臨機応変に対応してまいります。	無
市政協議会（5月22日）での意見					
1	V 各対策項目の考え方及び取組み 8 市民生活及び市民経済の安定の確保	58	遺体の火葬、遺体の安置について、現状の施設で処理ができるのか。新たな設備を考える必要があるのか。 遺体安置場所は、どこか決定しているのか。	新型インフルエンザ等の感染拡大により、亡くなられる方が数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合、感染症で亡くなられた方の御遺体であることを考慮し、地域防災計画に照らし合わせて必要に応じて遺体安置場所を設け対応していくこととなります。 計画上では遺体安置場所の想定場所は休校や廃校等とした施設を想定しておりますが、どの施設を利用するかは決定しておりません。	無